

沖縄県個人情報保護審査会答申第 120 号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に該当
④諮問年月日	令和 7 年 10 月 22 日（沖縄県諮問総第 9 号）
⑤答申年月日	令和 8 年 1 月 13 日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第 10 の 1 (2) に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切である。</p> <p>2 妥当性について</p> <p>保護評価の対象となる事務の内容の記載は明瞭であり、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいても、特定個人情報の漏えいその他の事態等を発生させるリスクを具体的にわかりやすく特定している。</p> <p>特定されたリスクの軽減に向けた措置について具体的に記載し、当該措置は保護評価の目的にも合致していることから、適切である。</p> <p>3 重要事項の変更について</p> <p>今回作成された評価書の変更箇所は、指針第 6 の 2 (2) 及び別表（第 6 の 2 (2) 関係）で規定された重要な変更の対象である記載項目に該当し、漏えい等のリスクの軽減措置を講じていると認められることから、妥当である。</p> <p>4 審査会の意見</p> <p>今般、個人情報を取り扱う事務について、受託者等からの漏えいや不正・不適切な取扱い事案が発生していることか</p>

ら、個人情報の持ち出しや破壊活動が行われないよう、保守点検や人的管理は日常的に行うよう努めていただきたい。

特定個人情報を扱う委託先を含めた従業者に対する適切かつ十分な具体的セキュリティ教育・訓練を定期的を実施するとともに、さらに不定期あるいは抜き打ち的な対策も実施していただきたい。ヒヤリハットのような事案については関係者間で速やかな情報共有や研修を行うなど情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。